

○熱海市工事請負等及び物品調達等の入札参加資格に係る指名停止等措置要綱

平成4年11月25日

告示第49号

(趣旨)

第1条 この要綱は、熱海市が発注する工事請負等及び物品調達等の契約の適正な履行を確保するため、工事請負等及び物品調達等入札参加資格者名簿に登録された者（以下「有資格業者」という。）が工事請負等及び物品調達等に関して事故、贈賄、不正行為等を起こした場合の指名の停止その他の措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平22告示60・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事請負等 工事の請負及び工事に係る測量、調査、設計等の委託をいう。
- (2) 物品調達等 物品の製造の請負、売買及び修理、役務の提供（前号に掲げる委託に係るものを除く。）並びに物品の賃借をいう。
- (3) 市発注業務 工事請負等又は物品調達等のうち、熱海市と契約したものをいう。
- (4) 県内発注業務 工事請負等又は物品調達等のうち、静岡県内の他の地方公共団体と契約したものをいう。

(平22告示60・追加)

(指名停止)

第3条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2において区分された各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。この場合において、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

2 市長が前項の規定により指名停止を行ったときは、入札に従事する者（以下「入札執行者」という。）は、工事請負等及び物品調達等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。

(平17告示56・平20告示38—3・一部改正、平22告示60・旧第2条繰下・一部改正)

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 市長は、前条第1項前段の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、前条第1項前段の規定により共同企業体に対し指名停止を行う場合において、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 市長は、前条第1項前段又は前2項の指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体に対し、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(平22告示60・旧第3条繰下・一部改正)

(指名停止の期間の特例)

第5条 有資格業者が一の事案により別表各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表各項の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、別表各項の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1項から第5項までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ同表第1項から第5項までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定め

る必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、当該指名停止期間は、3年を超えることができない。

- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(平17告示56・平19告示85・一部改正、平22告示60・旧第4条繰下・一部改正)

(報告)

第6条 熱海市予算規則(平成20年熱海市規則第14号)第2条に規定する部課等の長並びに上下水道温泉部の部長及び課長(以下「部課長等」という。)は、所管する市工事等について、別表各項の措置要件に該当すると認められるとき、又はその疑いがあるときは、速やかに熱海市建設工事等入札業者指名選考委員会の委員長に報告しなければならない。

(平17告示56・平20告示38—3・平20告示38—6・一部改正、平22告示60・旧第5条繰下・一部改正)

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第7条 市長は、第3条第1項の規定により指名停止を行うに当たり、当該有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に定められた違反等の不正行為により、次の各号のいずれかに該当することとなった場合(第5条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各号に定める期間を当該指名停止期間の短期とする。

- (1) 談合の情報を得た場合又は熱海市の職員(以下「市職員」という。)が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないことを誓約した書面を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第2第4項第1号又は第5項第1号に該当したとき。それぞれ当該各号に定める短期の2倍
- (2) 別表第2第4項又は第5項に該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法に定められた違反等の不正行為に係る確定判決若しくは確定し

た排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競争入札妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競争入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。 それぞれ当該各号に定める短期の2倍

(3) 別表第2第4項に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）。 それぞれ当該各号に定める短期の2倍

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省庁の長等による調査の結果、入札談合等の関与行為があったとき、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4項に該当する有資格業者に悪意の事由があるとき（前3号に掲げる場合を除く。）。 それぞれ当該各号に定める短期に1月加算した期間

(5) 市職員又は他の公共機関の職員が競争入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（同条第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第5項に該当する有資格業者に悪意の事由があるとき（第1号又は第2号に掲げる場合を除く。）。 それぞれ当該各号に定める短期に1月加算した期間

（平22告示60・全改・旧第6条繰下）

（指名停止等の通知）

第8条 市長は、第3条第1項若しくは第4条の規定により指名停止を行ったときは指名停止通知書（様式第1号）により、第5条第5項により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間変更通知書（様式第2号）により、同条第6項の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書（様式第3号）により、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を行う場合において、当該指名停止の事由が市発注業務に係るものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（平22告示60・旧第7条繰下・一部改正）

（随意契約の相手方の制限）

第9条 入札執行者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(平22告示60・旧第8条線下・一部改正)

(下請等の禁止)

第10条 指名停止の期間中の有資格業者は、工事請負等若しくは物品調達等の履行の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又はその履行の保証人となることができない。

(平22告示60・旧第9条線下・一部改正)

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(平22告示60・旧第10条線下)

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成17年告示第56号)

この告示は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年告示第85号)

1 この告示は、平成19年9月1日から施行する。

2 この告示の施行前にした措置要件に係る行為に対する当該指名停止期間の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年告示第38—3号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成20年告示第38—6号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成21年告示第70号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成22年告示第60号)

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に改正前の熱海市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱の規定によりされた処分その他の行為は、改正後の熱海市工事請負等及び物品調達等の入札参加資格に係る指名停止等措置要綱の相当規定によりされた処分その他の行為とみなす。

(熱海市制限付一般競争入札実施要綱及び熱海市等級指定型一般競争入札実施要綱の一部改正)

3 次に掲げる告示の規定中「熱海市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱」を「熱海市工事請負等及び物品調達等の入札参加資格に係る指名停止等措置要綱」に改める。

(1) 熱海市制限付一般競争入札実施要綱(平成19年熱海市告示第24号)第5条第1項第5号

(2) 熱海市等級指定型一般競争入札実施要綱(平成19年熱海市告示第25号)第5条第1項第4号

別表第1(第3条関係)

(平22告示60・全改)

虚偽記載等に対する措置基準

措置要件		指名停止期間
虚偽記載	1 市発注業務に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内
過失による粗雑工事等	2 市発注業務の履行に当たり、過失により当該業務の履行を粗雑にしたと認められるとき。(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から1月以上6月以内

	3 県内発注業務の履行に当たり、過失により当該業務の履行を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上3月以内
契約違反	4 第2項に掲げる場合のほか、市発注業務の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適切であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4月以内
安全管理措置の不適切により生じた事故	5 市発注業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内
	6 県内発注業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上3月以内
関係者事故	7 市発注業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。	当該認定をした日から2週間以上4月以内

	<p>8 県内発注業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上2月以内</p>
--	---	----------------------------

別表第2（第3条関係）

（平22告示60・全改）

贈賄その他の不正行為に基づく措置基準

措置要件	指名停止期間
<p>贈賄</p>	<p>1 次に掲げる者が市職員に對して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>
	<p>(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p>
	<p>(2) 有資格業者である法人の役員又は有資格業者の支店若しくは営業所（常時工事請負等又は物品調達等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、前号に掲げ</p>

	る者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	
	(3) 有資格業者の使用人で、前号に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	2月以上6月以内
	2 次に掲げる者が静岡県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
	(1) 代表役員等	3月以上9月以内
	(2) 一般役員等	2月以上6月以内
	(3) 使用人	1月以上3月以内
	3 次に掲げる者が静岡県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
	(1) 代表役員等	2月以上6月以内
	(2) 一般役員等	1月以上3月以内
	(3) 使用人	1月以上2月以内
独占禁止法違反行為	4 次の場合において、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事請負等及び物品調達等の契約の相手方として不相当であると	当該認定をした日から

	認められるとき。	
	(1) 市発注業務	8月以上24月以内
	(2) 前号以外の工事請負等及び物品調達等	4月以上24月以内
競売入札妨害又は談合	5 次の場合において、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
	(1) 市発注業務	8月以上24月以内
	(2) 前号以外の工事請負等及び物品調達等	4月以上24月以内
建設業法違反行為	6 次の場合において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事請負等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から
	(1) 市が発注した工事請負等	2月以上9月以内
	(2) 前号以外の工事請負等	1月以上9月以内
不正又は不誠実な行為	7 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、不正又は不誠実な行為をし、工事請負等又は物品調達等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内

	<p>8 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事請負等又は物品調達等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>
--	--	---------------------------

様式第1号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

熱海市長

印

指 名 停 止 通 知 書

次のとおり指名を停止したので、通知します。

指 名 停 止 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
指 名 停 止 の 理 由	

様式第2号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

熱海市長

印

指名停止期間変更通知書

年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った旨通知したところですが、この度次のとおり当該指名停止の期間を変更したので、通知します。

変更前の 指名停止期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更後の 指名停止期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更の理由	

様式第3号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

熱海市長 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行っ
た旨を通知したところですが、この度当該指名停止を解除したので、通知します。

様式第1号（第8条関係）

（平22告示60・旧第5号様式繰上・一部改正）

様式第2号（第8条関係）

（平22告示60・旧第6号様式繰上・一部改正）

様式第3号（第8条関係）

（平22告示60・旧第7号様式繰上・一部改正）